

告示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり追加指定する。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者
古文書	光西寺松井家文書 七百六点	埼玉県川越市郭町二丁目三十番地一、埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目二百十九番地 (埼玉県川越市小仙波町五丁目四番地七)	宗教法入 光西寺